

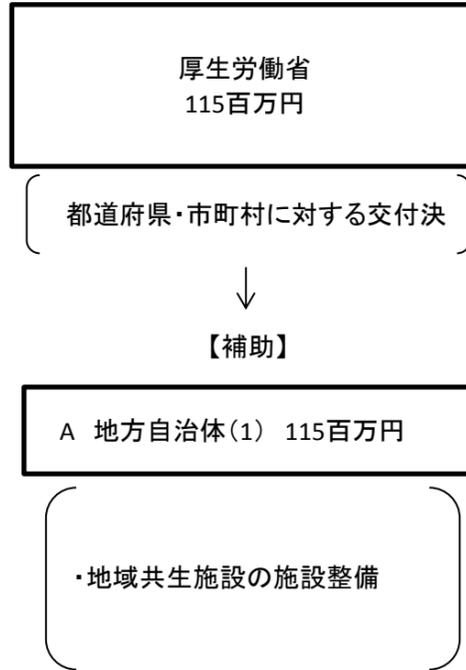
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業		担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成21年度		担当課室	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室		清水 昌毅			
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	心神喪失等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費の国庫補助について(平成24年4月5日厚生労働省発障0405第14号)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	医療観察法制度の円滑な実施の観点から、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づく指定入院医療機関の周辺の地域における地域共生施設の整備、その他の地域の共生に寄与する事業を促進することにより、継続的な医療提供の確保と社会復帰を図り、もって対象者の自立した日常生活及び社会生活を実現する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、 ○地域共生施設(道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設)の施設整備 ○地域共生施設の設備整備設備 ○地域共生事業(地域共生ステーション事業、教育文化事業) について、地域の共生に寄与する事業に必要な費用を充当することにより、指定入院医療機関の整備を推進するため、地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進め、事業に必要な経費を10/10国が補助している。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,147	274	50	30	30		
		補正予算							
		繰越し等	▲ 496	265	102	195			
		計	651	539	152	225	30		
	執行額		392	377	115				
執行率 (%)		60.2	69.9	75.7					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	医療観察法に基づく指定入院医療機関と、その地域及び住民の共生を目標とするものである。このため、定量的に成果を評価することは難しいものである。			成果実績	—	—	—	—	
				達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	事業実施箇所数			活動実績 (当初見込み)	箇所数	6	2	1	—
						(4)	(1)	(3)	
単位当たりコスト	115,491,718円 (115,491,718円/1箇所)			算出根拠	平成24年度の当該事業の支出額を、箇所の実績で除算し、1箇所当たりの支出額を算出。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業	30	30	-					
計	30	30							

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	医療観察法に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の円滑な社会復帰のため、指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設等の整備等を実施するものであり国が支援すべきものである。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	医療観察法に基づき、法対象者の円滑な社会復帰のため、指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設等の整備等にかかる経費を国が支援するものである。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	-				
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、当該補助金の交付先を適切に選定し、支出している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	医療観察法に基づき、法対象者の円滑な社会復帰のため、地域の共生を図るための施設整備等に必要な経費であり、当該経費について国が支援することとしている。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	事業者が事業を実施するにあたっては、入札等を行い事業費の削減に努めている。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	当初見込み後における計画の変更等による減			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	医療観察法に基づく指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、当該補助金の交付先を適切に選定し、支出している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込まれた事業実施箇所数に概ね近い実績となっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	当該補助金により整備された地域共生施設等について、適切に活用されている。			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	医療観察法による裁判所の決定を受けた対象者に対し、医療観察法第81条により国はその精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を提供することとされ、医療を提供する指定入院医療機関の整備に併せて、地域の実状に応じた地域共生施設等の整備等を実施するものである。平成24年度は当初見込まれた事業箇所数に概ね近い実績となっており、指定入院医療機関の整備状況等を踏まえ、引き続き計画的な予算措置を講じていく。					
外部有識者の所見						
外部有識者点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	本経費については、平成24年度予算において大幅な見直しを行っており、事業の必要性からの評価としても、概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	516	平成23年	469	平成24年	413

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.神奈川県横須賀市			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
施設費	久里浜医療センター北側周回道路整備事業	115			
計		115	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横須賀市	指定入院医療機関の周辺地域の共生に寄与することを目的として、周辺施設(道路整備、保健体育施設)の整備事業を行う。	115		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					